

税務課からのお知らせ

○軽自動車税の減免申請

身体や精神に障がいをお持ちの方が所有する軽自動車などは、一定の要件を満たした場合、軽自動車税が減免されます。

申請は、納税通知書が届いてから、納期限の7日前（6月25日）までに申請書・必要書類を市役所に提出してください。

なお、申請は毎年度必要です。昨年度減免の申請をされた方も、あらためて申請が必要になります。



○平成24年度住民税(市・道民税)における扶養控除の改正について

旧子ども手当の創設や、高等学校授業料の実質無償化に伴い、次のとおり住民税の扶養控除が改正となります。

- ・年齢16歳未満の扶養控除(控除額33万円)が廃止されます。
- ・年齢16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ分(12万円)が廃止されます。

区 分	改正前	改正後
年齢16歳未満の扶養親族	33万円	0円
16歳以上19歳未満扶養親族	45万円	33万円

※19歳未満の方を扶養している方の住民税の負担が増えることがあります。

○65歳以上の公的年金を受給する方の住民税特別徴収制度について

公的年金にかかる住民税(市・道民税)が特別徴収(年金天引き)されます。詳しくは、6月中旬に発送する納税通知書をご確認ください。

- ・対象 前年中に公的年金を受給していて、平成24年4月1日時点で65歳以上の方。
(介護保険料が年金から特別徴収されていない方、平成24年1月1日以降に市外に転出された方などを除く)

※この制度は名寄市だけではなく、全国において同様の取り扱いとなっております。納付書払いや口座振替などによる納付の選択ができませんのでご理解をお願いします。

■年金特別徴収の方法と時期

年金受給月	前年度から年金徴収が	
	1. 継続している方	2. 継続していない方
4月	2月と同額を各月の年金から天引き(仮徴収)	
6月・8月		2分の1相当額を納税通知書で納付(個人納付)
10月・12月 翌年2月	仮徴収分を引いた額を年金から徴収(本徴収)	残り2分の1相当額を年金から徴収



詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 税務課市民税係(市役所名寄庁舎12番窓口)

☎01654③2111 内線3201